

## 事務処理ミスの状況 令和6年6月公表分

(弘前市総務部人事課)

【 定期公表 2件 】

No.	判明 年月日	概 要	分 類	所管課等
1	R6. 5. 20	<p>5月20日に執行した「令和6年度 市庁舎警備等業務」の指名競争入札において、入札会場にいたA社に対して、入札参加条件である設計書等の縦覧をしていないものと誤認し、会場から退出させ、入札に参加させなかったもの。</p> <p>入札終了後、A社が縦覧を行っていたことが判明したため、5月21日に当該入札を取消しとし、併せて落札決定についても取消したもの。</p>	その他	管財課
2	R6. 5. 22	<p>5月21日に事後審査型条件付き一般競争入札を行った、「令和6年度 十腰内地区外下水道管路施設点検業務」について、A社を落札候補者に決定した後に、設計書の積算誤りが判明したことから、落札候補者の決定を取消したもの。</p>	その他	上下水道部 下水道施設課

# 事務処理ミス等の概要

課室名: 管財課

問い合わせ先: 0172-35-1120

事務処理ミス等の名称	入札執行手続きの誤りによる入札及び落札決定の取消し
発生日(分かる場合)	令和6年5月20日(月) 午前10時00分
判明日	令和6年5月20日(月) 午前10時30分
事務処理ミス等の概要	5月20日に執行した「令和6年度 市庁舎警備等業務」の指名競争入札において、入札会場にいたA社に対して、入札参加条件である設計書等の縦覧をしていないものと誤認し、会場から退出させ、入札に参加させなかったもの。 入札終了後、A社が縦覧を行っていたことが判明したため、5月21日に当該入札を取消しとし、併せて落札決定についても取消したものを。
判明した経緯	入札終了後、A社から電話で問い合わせがあり、縦覧に係る設計書等の受領書を見直したところ、A社は5月15日に縦覧を行っており、その際受け取った受領書が確認されたことから、入札会場から退出させた対応が誤りであったことが判明した。
関係者への対応状況	5月21日: 指名競争入札通知書を発送した全業者に対し、入札取消しの旨を電話連絡した。 5月22日: A社を訪問し謝罪を行い、また、落札業者であるB社を訪問し謝罪のうえ、落札決定取消し通知書を渡した。 5月28日: 指名競争入札通知書を発送した全業者に対し、入札取消しに係る謝罪文書を郵送した。
事務処理ミスの原因	縦覧の際、A社から受領書を受け取っていたにもかかわらず、入札時に受領書の確認を行わないまま、A社が縦覧を行っていないものと判断してしまったことにより発生したものを。
再発防止のための改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・指名業者リストを活用し、設計書等の縦覧を行った事業者のチェックを行い、入札参加資格の有無を容易に確認できるようにする。</li><li>・受領書の有無のチェックを確実にを行う。</li><li>・未配布の縦覧資料と受領書の数のチェックを行う。</li><li>・いずれの確認も複数人で実施する。</li></ul>

## 事務処理ミス等の概要

課室名: 下水道施設課

問い合わせ先: 0172-34-3144

事務処理ミス等の名称	設計書の積算誤りによる落札候補者決定の取消し
発生日(分かる場合)	令和6年4月1日(月) ※設計書起案日
判明日	令和6年5月22日(水) 午前
事務処理ミス等の概要	5月21日に事後審査型条件付き一般競争入札を行った、「令和6年度 十腰内地区外下水道管路施設点検業務」について、A社を落札候補者に決定した後に、設計書の積算誤りが判明したことから、落札候補者の決定を取消したものの。
判明した経緯	5月22日に入札参加者より、設計書の内容に係る問い合わせがあり、設計内容を確認したところ、積算基準書と異なる補正係数及び単位により積算していたことが判明した。
関係者への対応状況	5月23日にA社に対し、設計書の積算誤りにより落札候補者の決定を取消すことについて説明のうえ謝罪した。
事務処理ミスの原因	設計書の作成にあたり、設計担当職員の確認不足により、積算基準書と異なる補正係数及び単位で積算していたほか、審査担当職員等の確認過程においても誤りに気付くことができなかったため。
再発防止のための改善策	設計書作成における積算基準書の内容を熟読し理解を深めるとともに、審査担当におけるチェック体制の強化を図る。